

第2章 現状及び課題

2.1 在沖米軍基地の環境問題の現状等

2.1.1 在沖米軍基地の概要

(1) 施設及び区域

沖縄県内には、平成27年（2015年）3月末現在、229,921千㎡、32施設の米軍基地が所在しており、県土面積2,281.00千㎡の10.1パーセントを占めている^注。本県における米軍基地の地域面積に占める割合をみると、中部地区が最も高く、次いで北部地区となっている。

表 2-1 沖縄県における米軍基地の概要（平成27年（2015年）3月末現在）^注

| | | | | |
|------------------------|---|-----------|-------------|-------|
| 総面積 | 229,921千㎡ | | | |
| 施設数 | 32施設（兵舎4、飛行場2、港湾3、演習場14、倉庫4、医療1、通信3、その他1） | | | |
| 県土面積 | 2,281.00千㎡（平成26年10月1日現在）に占める割合：10.1% | | | |
| 地域面積に占める割合 | 北部 | 19.6% | 中部 | 23.1% |
| | 南部 | 0.6% | 宮古 | - |
| | 八重山 | 0.2% | 沖縄本島 | 18.2% |
| 米軍施設・区域の全国比 | 全国の米軍施設・区域 | 131施設 | 1,024,401千㎡ | |
| | 本土の米軍施設・区域 | 99施設 | 794,480千㎡ | |
| | 沖縄の米軍施設・区域 | 32施設 | 229,921千㎡ | |
| | 全国に占める本県の比率 | 24.4% | 22.4% | |
| 米軍専用施設の全国比 | 全国の米軍施設・区域 | 82施設 | 306,226千㎡ | |
| | 本土の米軍施設・区域 | 51施設 | 79,993千㎡ | |
| | 沖縄の米軍施設・区域 | 31施設 | 226,233千㎡ | |
| | 全国に占める本県の比率 | 37.8% | 73.9% | |
| 米軍一時使用施設の全国比 | 全国の米軍施設・区域 | 64施設 | 718,175千㎡ | |
| | 本土の米軍施設・区域 | 59施設 | 714,487千㎡ | |
| | 沖縄の米軍施設・区域 | 5施設 | 3,688千㎡ | |
| | 全国に占める本県の比率 | 7.8% | 0.5% | |
| 沖縄の米軍施設・区域の 所有形態別面積 | 総面積 | 229,921千㎡ | 100.0% | |
| | 国有地 | 79,528千㎡ | 34.6% | |
| | 県有地 | 8,180千㎡ | 3.6% | |
| | 市町村有地 | 67,555千㎡ | 29.4% | |
| | 民有地 | 74,658千㎡ | 32.5% | |

出典：「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」（平成28年3月、沖縄県知事公室基地対策課）

注：平成29年1月1日時点で、沖縄県における在日米軍施設・区域（専用施設）面積は186,092千㎡、31施設・区域となっており、県土面積に占める割合は8.16パーセントとなっている。

（出典：「在日米軍施設・区域（専用施設）面積」（平成29年1月1日、防衛省））

(2) 利用形態と環境問題の関係

1) 利用形態

米軍基地の利用形態には、演習場、倉庫、飛行場、兵舎、通信、港湾、医療、その他の8つの項目がある。沖縄県内における米軍基地の利用形態別状況を見ると演習場が最も多く14施設、次いで倉庫及び兵舎が各4施設、通信及び港湾が各3施設、飛行場が2施設、医療及びその他が各1施設となっている。

表 2-2 沖縄県内における米軍基地の利用形態

| 利用形態 | 施設数 | 施設・区域名 |
|------|-----|--|
| 演習場 | 14 | 北部訓練場※ (36,584 千㎡)、伊江島補助飛行場 (8,015 千㎡)、キャンプ・シュワブ (20,626 千㎡)、キャンプ・ハンセン※ (49,785 千㎡)、金武レッド・ビーチ訓練場 (14 千㎡)、金武ブルー・ビーチ訓練場 (381 千㎡)、鳥島射爆撃場※ (41 千㎡)、出砂島射爆撃場 (245 千㎡)、久米島射爆撃場 (2 千㎡)、津堅島訓練場 (16 千㎡)、黄尾嶼射爆撃場 (874 千㎡)、赤尾嶼射爆撃場 (41 千㎡)、沖大東島射爆撃場 (1,147 千㎡)、(浮原島訓練場 (254 千㎡)) |
| 倉庫 | 4 | 辺野古弾薬庫 (1,214 千㎡)、嘉手納弾薬庫地区 (26,585 千㎡)、牧港補給地区 (2,727 千㎡)、陸軍貯油施設 (1,277 千㎡) |
| 飛行場 | 2 | 嘉手納飛行場※ (19,855 千㎡)、普天間飛行場 (4,806 千㎡) |
| 兵舎 | 4 | キャンプ・コートニー (1,339 千㎡)、キャンプ・マクトリアス (379 千㎡)、キャンプ・シールズ (700 千㎡)、キャンプ瑞慶覧 (5,450 千㎡) |
| 通信 | 3 | 八重岳通信所 (37 千㎡)、トリイ通信施設 (1,895 千㎡)、泡瀬通信施設 (552 千㎡) |
| 港湾 | 3 | 天願栈橋 (31 千㎡)、ホワイト・ビーチ地区※ (1,568 千㎡)、那覇港湾施設 (559 千㎡) |
| 医療 | 1 | キャンプ桑江 (675 千㎡) |
| その他 | 1 | 奥間レスト・センター (546 千㎡) |
| 計 | 32 | 総面積 188,222 千㎡ |

出典：「在日米軍施設・区域別一覧」（平成29年1月1日現在、防衛省）

注1：本表は、日米地位協定第二条1項(a)及び日米地位協定第二条第4項(b)に基づき米軍が使用している施設・区域別の一覧である。

2：括弧書きの施設・区域名については、日米地位協定第二条第4項(b)に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設・区域を示す。それ以外は、日米地位協定第二条第1項(a)に基づき米軍が使用している施設・区域を示す。

なお、日米地位協定第二条第1項(a)に基づく施設・区域のうち、日米地位協定第二条第4項(b)に基づく施設・区域と混在するものについては、施設・区域名に※を示している。

3：計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

4：日米地位協定第二条1項(a)及び日米地位協定第二条第4項(b)については、以下に示す。

日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）【抜粋】

昭和35年（1960年）6月23日 公布

第二条

1（a） 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

4（b） 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

2) 環境問題との関係

これまで、米軍活動に起因する環境問題として、米軍飛行場離発着に伴う航空機騒音、埋設廃棄物等に起因する土壌汚染、赤土流出等の問題が生じている。このような中、嘉手納飛行場より南の約 1,000ha の土地の返還時期が具体的に示され、今後基地の返還が本格化することから、基地周辺住民の安全・安心の確保及び円滑な跡地利用を推進する観点から、ガイドラインでは土壌汚染等の問題に優先的に取り組むこととした。また、返還される米軍基地には、豊かな自然環境等が残されている部分もあることから、その保全についても併せて取り組むこととした。

2.1.2 在沖米軍基地の環境問題の現状

(1) 自然環境等の保全

1) 各種計画等の状況

米軍基地には、豊かな自然環境等が残っている部分もあるが、米軍関係者以外の立入りに制限がある。そのため、米軍基地内に現存する自然環境等の現況は十分に把握されていない場合が多い。それ故、基地の返還時には、自然環境等の保全の観点から適切な跡地利用が行えないことが懸念される。

また、国、県及び市町村の返還に係る各種計画や調査がふくそうする形で進められており、仮に一主体が、米軍基地内に現存する自然環境等の現況を十分に把握したとしても、その情報が他の主体の策定する計画や実施する調査等へ十分に反映されているとは限らない。

なお、返還に際して主に策定される計画又は実施される調査等は、以下のとおりである。

【調査及び計画等】

- ・ 跡地利用計画
- ・ 総合整備計画
- ・ 返還実施計画
- ・ 埋蔵文化財調査
- ・ 環境影響評価手続
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 都市計画

(2) 地下水・土壌汚染等

1) 運用中に発生した環境事故

(ア) HH60G ヘリコプター墜落事故（平成25年(2013年)8月5日発生）

嘉手納基地所属のHH60Gヘリコプターがキャンプ・ハンセン中部訓練場内で墜落炎上した。墜落地点が飲料水用の貯水池である大川ダムのすぐ側であったため、燃料等の流出、放射性物質による汚染への不安から、墜落現場である宜野座村は取水を約1年間停止した。

墜落地点は飲料用ダムに近く、住民の不安が大きかったが、米軍の立入許可が下りなかったため、県・村は約7ヶ月後の3月17日まで墜落地点での調査が実施できなかった。

県及び宜野座村は、基地周辺及び基地内における環境調査を実施したが、調査対象物質の選定が十分であったか不安が残った。

【琉球新報・平成25年8月6日10:27】

米軍ヘリ墜落 ハンセン内、民家まで2キロ

米空軍ヘリ墜落から約20分後、事故現場から上がる白煙＝5日午後4時19分ごろ、宜野座村のキャンプ・ハンセン（嘉陽拓也撮影）

宜野座村松田の米軍キャンプ・ハンセンで5日午後4時ごろ、米空軍嘉手納基地所属のHH60Gペイブホーク救難ヘリコプター1機が墜落、炎上した。米軍や防衛省によると、ヘリには少なくとも4人が搭乗していた。

3人は安定した状態で、1人はまだ見つからない。県警が米軍に照会したところ、6人が搭乗していたという情報もある。午後9時時点まで、機体や周辺の山林は燃えていた。米軍ヘリが消火活動に当たった。県警によると、基地外への飛散物や人的被害は確認されていない。宜野座村は6日に沖縄防衛局へ抗議し、村議会は7日にも抗議決議する。

墜落後に、石川署や村、金武地区消防衛生組合が現場への立ち入りを求めたが、米軍は拒否した。米軍は拒否した理由を明らかにしていない。

村は5日午後9時、村民の水源の一つとして利用され、基地内の墜落現場近くにある大川ダムからの取水を中止した。6日に立ち入りを米軍に求める。

墜落現場から約2キロの位置には民家が点在、在宅していた住民や農作業をしていた人もいた。約2キロの距離にゴルフ場、約3・8キロには村役場、約1キロ先に沖縄自動車道がある。

県警や目撃者によると、墜落直前、HH60の2機が基地上空を旋回していたが、このうち1機が上空から消えた。午後4時8分、村職員から「ハンセン方向から煙が見える」と通報があった。同5時40分ごろ、県警のヘリが炎上しているヘリの残骸を発見、ほぼ全焼していたという。

嘉手納基地によると、HH60は墜落直前まで訓練をしていた。現在、米軍が墜落原因を調べている。HH60は6月5日にも東村高江の米軍北部訓練場内に緊急着陸した。HH60の所属する嘉手納基地ヘリコプター部隊は第33救難中隊しかなく、墜落機は同中隊所属とみられる。同基地をめぐっては、ことし5月にも所属するF15戦闘機が沖縄本島東の沖合で墜落している。

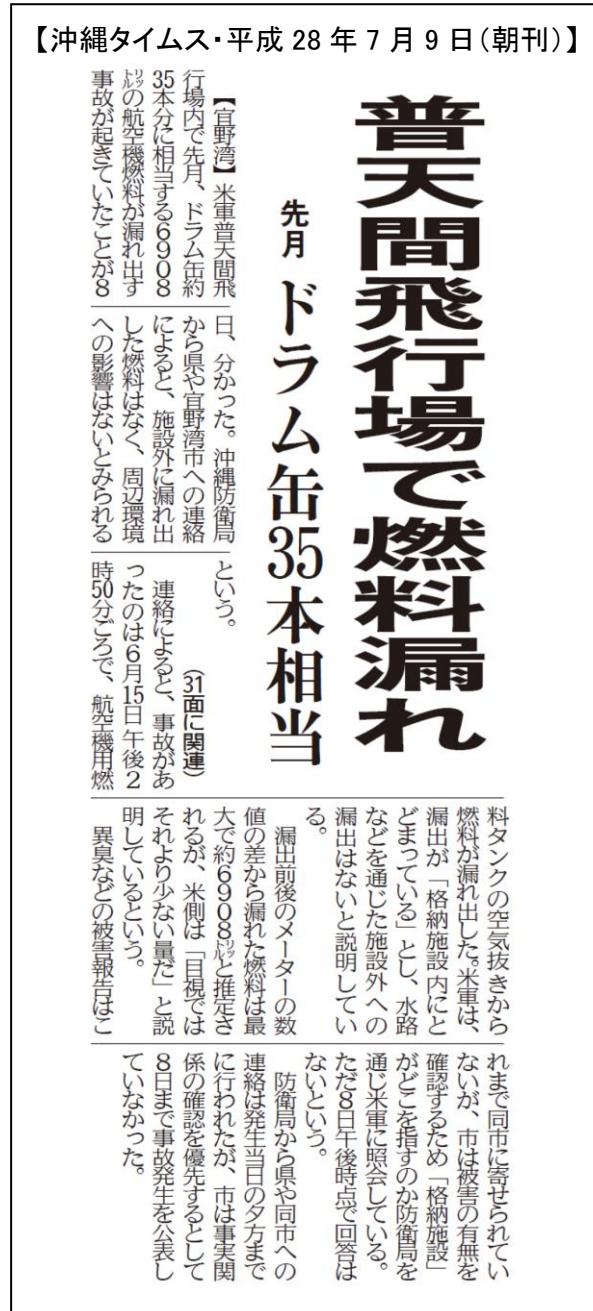
復帰後、県内で発生した米軍機の墜落事故は45件目で、うちヘリの墜落事故は17件目となった。

出典：「琉球新報」（平成25年8月6日、朝刊）

図 2-1 平成25年(2013年)8月5日HH60Gヘリコプター墜落事故に係る環境調査関連記事

(イ) 米軍普天間飛行場燃料漏れ事故（平成28年(2016年)6月15日発生）

米軍普天間飛行場で貯油タンクから多量の航空燃料 JP5 が漏出した。発生当日に米軍は沖縄防衛局に通報し、県・宜野湾市にも沖縄防衛局から情報提供があったが、漏出は格納施設内にとどまり水路などを通じた施設外への漏出はなく、周辺環境への影響はないとの内容から一般向けへの情報公開はされなかった。約1ヶ月後の7月9日に新聞で事故が報道され、情報公開の基準や手続が定まっていないことが問題とされた。



出典：「沖縄タイムス」（平成28年7月9日、朝刊）

図 2-2 米軍普天間飛行場燃料漏れ事故に係る環境調査関連記事

2) 返還予定の基地

国は、日米合同委員会において返還が合意された米軍基地について、返還後において当該土地を利用する上での支障となる土壌汚染物質等の除去に関する措置を講ずることが、跡地利用推進法第8条で定められている。この支障の除去は、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聞いた上で国が定める返還実施計画に基づき実施される。

他方、米軍基地では、日本国内の一般地域とは化学物質の利用や管理が異なることから、跡地利用推進法に規定する物質以外の物質についてもその使用が懸念されるが、現在のスキームではその汚染が見逃される可能性がある。

参考：米軍基地の返還時に実施される支障除去について（跡地利用推進法（抜粋））

（返還実施計画）

第八条 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第三十一条第二項において「日米地位協定」という。）第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下この条及び第十一条第一項「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 返還に係る区域
- 二 返還の予定時期
- 三 第一号の区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却をとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間
- 四 第一号の区域において次に掲げる事項について、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針
 - イ 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。ロにおいて同じ。）による土壌の汚染の状況
 - ロ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項第一号に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況
 - ハ 不発弾その他の火薬類の有無
 - ニ 廃棄物の有無
 - ホ その他政令で定める事項

- 3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 関係市町村の長は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならない。
- 5 前二項の規定により意見を聴かれた者は、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者等にあつては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあつては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出することができる。
- 6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。
- 7 国は、返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき支障の除去に関する措置を講ずるものとする。
- 8 第三項から第六項までの規定は、返還実施計画の変更について準用する。

3) 返還後に確認された環境問題

沖縄では、返還跡地から投棄された埋設廃棄物等が多数発見されている。最近では、平成25年(2013年)6月に沖縄市サッカー場でドラム缶が発見された。

発見されたドラム缶には、米国の化学メーカーの社名が記載されていることなど化学物質が封入されていたことが想定されるが、既存の法令に基づく調査方法では、汚染の実態を把握することが困難であった。そのため、調査及び浄化手法の検討に時間を要し、対応が長期化している。

表 2-3 沖縄市サッカー場(旧嘉手納飛行場)で行われた調査の概要

| 調査概要 | |
|-----------|---|
| 発見された廃棄物 | ドラム缶、鉄筋、タイヤ、コンクリート、建設廃材、シート空き缶等 |
| 調査対象 | 土壌、ドラム缶、ドラム缶付着物、たまり水 |
| 調査項目 | 土壌調査、廃棄物調査等 (土壌汚染対策法に規定する特定有害物質(25項目)、ダイオキシン類、油分調査、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸、2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸、PCB、ひ素、ふっ素、農薬類、産業廃棄物に含まれる金属等(25項目)、カコジル酸及びカコジル酸ナトリウム等) |
| 検出された汚染物質 | ひ素、ふっ素、TPH、ダイオキシン類、2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸、PCB、重金属類、農薬類、油分 |

- 出典1: 「旧嘉手納飛行場(25)土壌等確認調査 調査報告書」(平成25年7月、沖縄防衛局)
 2: 「旧嘉手納飛行場(25)土壌等確認調査(その2) 報告書」(平成26年6月、沖縄防衛局)
 3: 「旧嘉手納飛行場(26)土壌等確認調査 報告書」(平成26年10月、沖縄防衛局)
 4: 「旧嘉手納飛行場(26)土木その他工事 報告書(平成27年2月に西側駐車場から発掘したドラム缶関連調査)」(平成27年6月、沖縄防衛局)
 5: 「旧嘉手納飛行場(26)土壌等確認調査(その2) 嘉手納飛行場返還跡地内報告書」(平成27年1月、沖縄防衛局)

沖縄県内では、返還跡地において埋設廃棄物等（ドラム缶、不発弾、廃棄された未使用弾薬等）やそれに起因する土壌汚染が問題となっている。また、それら埋設廃棄物等は、盛土造成された土地において発見されることがある。

返還後、建設工事等を契機として埋設廃棄物等が発見される事案が多く、その原因が米軍活動に起因する場合、国の責任において支障除去がなされることとなる。他方、前述のとおり、米軍基地では日本国内の一般地域とは化学物質の利用や管理が異なることから、土壌汚染対策法等に規定する物質以外の物質についてもその使用が懸念されるが、それらの物質の調査、分析、評価方法等が確立されていないことから、その対応に多大な時間を要してしまうおそれがある。

参考：土壌汚染対策法の概要

目的（第一条）

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第三条）
- ・一定規模（3,000m²）以上の土地の形質の変更の届出の際に、
土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（第四条）
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（第五条）
- ・自主調査
自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請（第十四条）

指定調査機関による調査の義務

↓（土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合）

区域の指定等

①要措置区域（第六条）

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害の生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- ・汚染の除去等の措置を都道府県知事等が指示（第七条）
- ・土地の形質の変更の原則禁止（第九条）

↓（摂取経路の遮断が行われた場合）

②形質変更時要届出区域（第十一条）

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

- ・土地の形質の変更時に都道府県知事等に計画の届け出が必要（第十二条）

↓
（汚染の除去が行われた場合には指定を解除）

その他、土壌汚染対策法には、「汚染土壌の搬出等に関する規制」に関すること、「指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者の設置義務等）」が規定されている。

出典 1：「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」（平成24年8月、環境省）

2：「改正土壌汚染対策法の概要」（環境省）

参考：ダイオキシン類特別対策措置法の概要目的（第一条）

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護することが必要。このため、施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等の整備。

ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準（第六～七条）

耐容一日摂取量（TDI）及び大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）、土壌汚染に関する環境基準の設定。

- ・耐容一日摂取量（TDI）：1日当たり体重1kg当たり4pg（ピコグラム）
- ・環境基準：大気0.6 pg/m³以下、水質 1 pg/リットル以下、土壌1,000 pg/g 以下

排出ガス及び排出水に関する規制（第八～二十三条）

- ・規制の対象となる特定施設を政令で指定。
- ・排出ガス（大気）、排出水（水質）に係る排出基準の設定。都道府県が条例でより厳しい基準を定めることが可能。
- ・都道府県知事は、国が設定する環境基準達成が困難な大気総量規制地域について、総量削減計画を作成、総量規制基準を設定。
- ・総量規制地域の設定について、住民から都道府県を経由して国に意見申出が可能。
- ・特定施設を新設する際に知事へ届出。知事は60日以内に計画変更の命令が可能。
- ・排出基準、総量規制基準の遵守義務。知事は改善命令が可能。

廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰等の処理等（第二十四～二十五条）

- ・ばいじん・焼却灰中の濃度基準及び廃棄物の最終処分場の維持管理基準を設定。

汚染状況の調査・測定義務（第二十六条～第二十八条）

- ・知事は大気、水質、土壌の汚染状況を常時監視し、環境大臣に報告。
- ・国・地方公共団体は汚染状況を調査測定し、調査結果は、知事が公表。
- ・事業者は排ガス、排出水の測定義務。測定の結果は知事に報告され、公表。

汚染土壌に係る措置（第二十九～三十一条）

- ・知事は、土壌環境基準を満たさない地域のうち特に対策が必要な地域を指定し、対策計画を策定。

国の計画（第三十三条）

国は、事業分野別の排出量の削減目標量や、そのための措置、廃棄物減量化施策などを定める計画を作成。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法について」

（環境省、<http://www.env.go.jp/chemi/dioxin/outline/law.html>）

参考：埋設廃棄物に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対応について

目的（第一条）

廃棄物の排出抑制、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理により、生活環境を保全
投棄禁止（第十六条）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

廃棄物埋立地盤への対応^注

掘削した廃棄物混じり土から分別した廃棄物は、廃棄物処理法に従って取り扱う。また、掘削した廃棄物混じり土をそのまま外部へ搬出する場合は廃棄物として取り扱う。分別が不完全等であって利用されない場合には、都道府県等の環境部局から指導をうける場合があり注意が必要である。

建設工事における元請業者が工事に伴って発生した廃棄物を直接取り扱う場合は、自ら発生した廃棄物を取り扱うことになるので、廃棄物処理業者の許可（業の許可という）は不要である。ただし、がれき類の破砕施設等の設置は装置の規模により許可（施設の許可という）が必要となる場合がある。発生した廃棄物は法令に従って取扱い、現場に一時保管する場合は環境省令の保管基準に従って保管することとなっている。

出典：「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」（財団法人土木研究センター）

注：「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」は、国土交通省が、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」の施策の一つとして策定したもので、埋設廃棄物の処理の際に参考としている。

2.2 在沖米軍基地の環境問題を解決する上での課題

在沖米軍基地の環境問題の現状及び課題と、これらの課題に対するガイドラインの対応する章を表 2-4 に示す。

表 2-4 各章で扱う環境問題の現状と課題

| 現状 | 課題 | 対応する章 |
|---|---|------------------------|
| (1) 米軍基地の返還に際しては、自然環境等に配慮した仕組みがなく、自然環境等の保全が十分ではない。 | ① 基地返還時に、自然環境等の保全の観点から跡地利用に係る計画や調査が策定又は実施される仕組みが必要。 | 第4章 自然環境等に関する対応 |
| | ② 跡地利用に係る計画や調査において容易に活用されるような自然環境等調査結果の取りまとめ方が必要。 | |
| | ③ 周辺住民等の理解・協力のもと、上記計画等による自然環境等保全が図られる仕組みが必要。 | 第6章 住民参画・情報公開に関する対応 |
| (2) 米軍基地内では、跡地利用推進法や土壌汚染対策法等に規定されていない物質についてもその使用のおそれがあるが、現在のスキームではその汚染が見逃されるもしくは対応に多大な時間を要する可能性がある。 | ① 米軍基地内で土壌汚染や地下水汚染のおそれがある物質について対応できる仕組みが必要。 | 第5章 地下水・土壌汚染に関する対応 |
| (3) 返還跡地のうち、盛土造成された土地から埋設廃棄物等が発見され、それに起因する土壌汚染が顕在化している。 | ① 米軍基地の返還時に、盛土造成された地点に特化した調査手法が必要。 | |
| (4) 米軍の活動に起因する環境問題について、提供される情報が十分ではなく、健康影響を受ける可能性のある人々や県民の安全・安心が確保されていない。 | ① 健康影響を受ける可能性のある人々が、その対応について意思を表するとともに、情報を提供する仕組みが必要。 | 第6章 住民参画・情報公開に関する対応 |
| | ② 情報の公開等に係る関係公的機関の取り組みについての検討が必要。 | |